

- ☐総務企画課・議事事務局
- ☐住民福祉課
- ☐税務課
- ☐産業振興課（観光）
- ☐産業振興課・農業委員会
- ☐建設課
- ☐教育委員会
- ☐会計課
- ☐健康衛生課

- ☎ (32) 1111
- ☎ (32) 1138
- ☎ (32) 1112
- ☎ (32) 1113
- ☎ (32) 1114
- ☎ (32) 1115
- ☎ (32) 1116
- ☎ (32) 1117
- ☎ (32) 1120
- ☎ (32) 1139

くまむら

お知らせ版

お知らせ

産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです

お産の現場では、赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくるために、医師や助産師などがたいへんな努力をしていますが、それでも予期せぬできごとが起こってしまうことがあります。

「産科医療補償制度」は、お産をしたときになんらかの理由で重度脳性麻痺となった赤ちゃんとそのご家族のことを考えた補償制度です。

■補償対象 平成21年1月1日以降に出生した子どもで、次の基準をすべて満たす場合
①在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件



②身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

③先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

※生後6カ月未満で亡くなった場合は対象外

■補償 一時金、分割金をあわせ総額3,000万円

■申請期間 子どもの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

※(例)平成21年1月1日生まれの子どもは、平成26年1月1日までが申請期限となる

■問い合わせ 出産した分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター ☎03(5800)2231 受付時間：午前9時～午後5時(土日祝除く)

災害時要援護者対策のための災害時要援護者台帳作成のお知らせ

村では地震や洪水など避難が必要である災害が発生した場合に援護が必要な人(災害時要援護者)を事前に把握し、村と地域で平常時からその情報を共有して、災害時の円滑な支援に役立てるための災害時要援護者台帳を作成しています。



《災害時要援護者台帳作成の流れ》

災害時要援護者：災害時に自力で避難することが困難な下記の人を想定しています。

- 65歳以上の高齢者で寝たきり、認知症、要介護3以上の人
- 65歳以上の高齢者で一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の人
- 障害のある人(身障手帳1,2級、療育手帳A、精神手帳1級)
- そのほか災害時に支援が必要な人

- ①登録の申請
- 各地区の民生委員へ登録申請書をお渡ししています。
- 役場住民福祉課窓口にも申請書を用意しております。(今までに申請された人は、申請書の提出は不要です。)
- ②台帳の作成
- ③台帳の配備
- 自主防災組織(消防団)・

民生委員・社会福祉協議会・在宅支援センター・区長・消防署(注意・届け出られた個人情報、関係機関に提供します)のでご了承をお願いします。

④災害発生時に情報を伝達し、避難・誘導

【申請を希望される人へ】

登録には、避難を支援する人(支援者)を決めることとしていますが、支援者はあくまで善意と地域の助け合いにより支援を行ってもらいものであり、災害時に支援できなかつたり、事故等が発生したりしても責任を負うものではありません。支援者や地域の人と普段からコミュニケーションをとり、災害に備えましょう。

【地域の皆さまへ】

この計画は、災害時に援護が必要な人を地域の中で見守り、災害時には支援者が一緒に避難したりするという共助の精神に基づき地域活動です。地域の皆さまには、このような趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。

■問い合わせ 役場住民福祉課 ☎(32) 11112

通行規制のお知らせ

住民の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

■工事名 林道川島大岩線(開設工事)

■規制期間 4月15日(月)から4月30日(火)まで

■規制場所 球磨村大字神瀬字開畑地内(川島地区内)

■規制内容 全面通行止め

■問い合わせ 球磨地域振興局森林保全課

☎(24) 4129

☎(32) 1116

☎(株)白砂組

☎(35) 0224

4月1日から申請窓口が熊本県から球磨村に変わります

「未熟児養育医療制度」

未熟児で、医師が入院療養の必要を認めた場合に、入院療養をした医療費のうち保険診療分の自己負担額と食事療養費が対象となります(ただし差額ベッド代などの保険対象外のもの除きます)。

■未熟児養育医療とは

産まれたときの体重が2,

000グラム以下であるか、または2,000グラムを超えていても医師の診断により生活力が弱いなど、未熟性の強い赤ちゃんが養育医療指定医療機関において入院治療する場合に対象とされます。対象となる世帯の所得税額に応じて自己負担額が発生します。

■申請に必要なもの

①養育医療費給付申請書②養育医療意見書(医療機関で主治医に記入してもらう)③世帯調書④同意書⑤所得税額等を証明する書類―源泉徴収票、確定申告の控え、市町村民税課税証明書等(受診者と同じ世帯の扶養義務者全員のものが必要)⑥対象となるお子さんの健康保険証(扶養に入る予定の保護者の方の健康保険証)⑦はんこ

■申請の手続き

主治医から「養育医療意見書」をもらい次第、速やかに健康衛生課窓口で申請手続きをしてください。

■未熟児養育医療制度に関する問い合わせ

役場健康衛生課☎(32) 1139

「未熟児訪問指導」

保健師が自宅を訪問し、発育、栄養、環境、育児など赤ちゃんやお母様の健康について

のご相談をお受けします。「育成医療」

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度です。なお、身体障害者手帳を保持している児童に限りません。

■申請に必要なもの

①自立支援医療(育成医療)支給認定申請書②自立支援医療(育成医療)医療意見書(医療機関で主治医に記入してもらう)③市町村民税所得割額の確認に関する同意書:世帯に、本年1月1日(1月~6月に診療開始予定の方は前年の1月1日)以降に転入された方がいらっしゃる場合、前住所地の市町村民税課税証明書④対象となるお子さんの健康保険証⑤身体障害者手帳や特定疾病療養受療証(腎臓・小腸機能障害の方)⑥印鑑

■申請の手続き

原則として事前申請です。治療開始予定日までに主治医から「自立支援医療(育成医療)医療意見書」をもらい、速やかに住民福祉課窓口で申請手続きをし

てください。

■「未熟児訪問指導」に関する問い合わせ 役場健康衛生課☎(32) 1139

■「育成医療」に関する問い合わせ 役場住民福祉課☎(32) 1112

自動車税のお知らせ

「自動車税の納付は5月31日までに」

自動車税の納税通知書が5月初めに送付されます。納期限の5月31日(金)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で納めてください。「環境への配慮から自動車税の税額が増減されず」

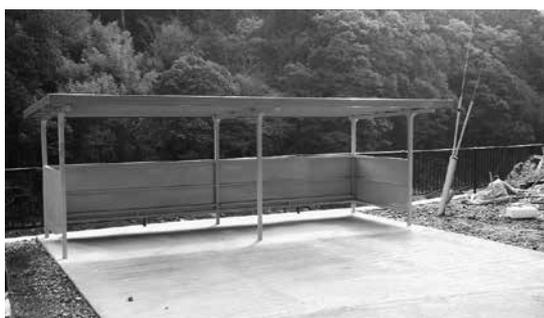
環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

■平成25年度に自動車税が加算(約10%)される自動車

○ガソリン・LPG車:平成12年3月31日以前の登録のもの
○ディーゼル車:平成14年3月31日以前の登録のもの

球泉洞駅の駐輪場が完成しました

平成23年から球磨川中流部(大坂間地区)改修事業に伴い、解体していましたが、このほど完成し使用できるようになりましたのでお知らせします。



新しくなった駐輪場

■問い合わせ 熊本県南本
部収税課(八代総合庁舎内)
☎0965(33)2184

食中毒に注意しましょう

遠足や運動会、ハイキングなど、イベントが多い季節になりました。気温が高くなることで食中毒が起こりやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心がけましょう。

【お弁当を作るとき】
○必ず食べる当日に作りましょう。
○作る前、食べる前には手をよく洗いましょ。

○お弁当は、涼しいところで保管し、早めに食べましょう。
○食べ残しの食品は、思い切って捨てましょう。

【バーベキューなどをするとき】
生肉には0・157、カンピロバクター、サルモネラなどの食中毒菌が付いている可能性があります。
○生肉と野菜は別々に盛り付けましょう。
○「焼くときの箸」と「食べるときの箸」は区別しましょう。
○生肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。

水道料金改定のお知らせ

4月より水道料金が変わります。4月上旬に検針が終了しておりますので、『水道使

用量のお知らせ』を確認してください。

村の簡易水道は、加入者皆さまから徴収する水道料金で運営されています。これからも、さらに経費削減に取り組み安定した経営をしていきますので、加入者皆さまの、ご理解とご協力をお願いいたします。また、これまで同様、節水のご協力も併せてよろしくお願ひします。

■問い合わせ 役場健康衛生課 ☎(32) 1139

【4月からの水道料金はこうなります】

| 種別 | 用途 | 基本水量 (1ヵ月) | | 基本料金 (1ヵ月) | | 超過料金 (1㎡) | |
|----|------|---------------|-----|---------------|--------|--------------|------|
| | | 新 | 現行 | 新 | 現行 | 新 | 現行 |
| 専用 | 一般 | 6㎡ | 10㎡ | 1,000円 | 1,500円 | 120円 | 100円 |
| | 営業 | | | | | | |
| | 官公用 | | | | | | |
| | 一時使用 | | | | | | |

※メーター貸与料月額1台 50円は別途

平成25年度住宅太陽光発電システム設置補助金について

球磨村では、村民による再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化対策に貢献するため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費の一部を補助金として、予算の範囲内で交付します。

■対象となる太陽光発電システム
次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ①補助金の交付を受けようとする者が自ら球磨村内に居住するための専用住宅または併用住宅（これらのうち法人名義のもの及び賃貸用のものを除く。）に設置するものであること
- ②対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するものであること
- ③財団法人電気安全環境研究所（JETT）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証をうけているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであること
- ④性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によつ

て一定期間確保されているものであること
⑤設置前において、使用されたものでないこと

■対象者

球磨村に居住し、又は居住を予定する者であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ①交付申請をした日の属する年度の末日までに、対象システムの設置を完了すること
- ②電力会社と電灯契約及び余剰電力の供給契約を結ぶことができる個人であること
- ③その属する世帯（転入予定者の場合は、転入後に属することとなる世帯。）のすべての者が村民税等を滞納していないこと
- ④過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

■補助金の額

①太陽電池モジュールの最大出力の数値に15,000円を乗じた額（1kwあたり15,000円）とし、50,000円を上限とします

②設置に係る工事請負契約を、村内業者と締結した場合は①の額に定額30,000円を加算します。村内業者とは、球磨村に本店や支店、営

業所等がある法人または個人事業者です。

■申請の方法等

①（様式第1号）球磨村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に記入・押印のうえ、必要な書類を添付し、球磨村役場総務企画課に提出してください。

②申請書類を審査した後、「交付・却下決定通知書」を送付します。設置工事は交付決定後でなければ着手できません。

③平成25年4月1日（月）から先着順に受付を開始し、予算がなくなり次第受付を終了します。

■補助金関係書類等

交付申請書、実績報告書等の関係書類は、球磨村役場総務企画課に準備しています。

また、関係書類等の電子データをホームページに掲載しますので、ご利用ください。

■問い合わせ 役場総務企画課 ☎(32) 1138
ホームページ: <http://www.kumamura.com>

募 集

農地を守る応援隊の希望者を募集します

農業の担い手の高齢化や被害、水害などで耕作が困難になり、放棄されている農地について、耕作放棄地の解消、農作物の作付け、人力でできる範囲の土砂の除去などに応援隊（2人）を派遣します。内容は次のとおりとなります。希望者は役場産業振興課までご連絡ください。

■期間 平成25年4月から平成26年3月31日までの平日

■対象者 対象農地の「所有者」及び「農地の借り手」

■業務内容

「遊休農地や耕作放棄地の草払い及び軽微な立木の伐採」

【対象】

①耕作放棄地に農作物を栽培するための草払い作業や軽微な立木の伐採。

②耕作放棄地で、農作物の害虫が発生したり、害獣の住処になる恐れのある農地の草払いや軽微な立木の伐採。

「耕作放棄地を、農地の所有者又は借り手が解消し、農作物

物の作付けを行う場合の手伝い」

【対象】

①耕作放棄地の解消を農地の所有者または借り手が行う場合の草払いや軽微な立木の伐採、農作物の作付け作業。

②農作物の種子、苗、肥料等は農地の所有者または借り手が準備し、作業は共働で実施する。

③農作業にかかる機械などは、農地の所有者または借り手が準備し、作業は共働で実施する。

「災害等で農地に土砂が入り、人力で除去ができる範囲を農地所有者または農地の借り手が除去を行う場合の応援」

【対象】

①人力で行える範囲の除去とし、作業は共働で実施する。

②土砂運搬用の機械等は農地の所有者または借り手が準備し、作業は共働で実施する。

■申込方法 ①役場産業振興課へ連絡する②職員が現場を所有者立会いで確認する③時期を調整し、希望者へ連絡後、作業を実施する

■問い合わせ 役場産業振興課 ☎（32）1115

かわせみ物産館に農産物を出荷しませんか

かわせみ物産館では、販売促進のため月に数回、熊本市等で販売（外販）を行っています。

販売場所は、熊本市のびるす広場、ゆめタウンはません、熊本県庁やゆめタウン八代などで、多くのお客さんが訪れ、球磨村産の農産物等を買いたい求めています。

今後の日程は、次のとおりとなっておりますので、農産物を生産されている方は出荷をされませんか。なお、物産館へ持ち込む日程や集荷量の調整が必要です。出荷希望の人はかわせみ物産館へ必ず事前のお問い合わせをお願いします。

また、今後も外販の情報をお知らせして行きますので、ぜひ、出荷をお願いします。

■4月の日程

びるす広場 17日（水）
ゆめタウンはません 19日（金）・20日（土）・21日（日）

■問い合わせ 一勝地温泉かわせみ物産館

☎（32）0540

イベント

田舎の体験交流館さんがうら4月のイベント

「体感！春のさんがうらうら野草の会と春を見つけに行こう」

■期日 4月14日（日）

■時間 午前9時～午後2時

■場所 田舎の体験交流館さんがうらと周辺の野山

■内容 ①里山散策と山菜摘み②春の恵み料理作り体験③トロッコ道ウォーキング（希望者のみ）・いちご狩り（要別途料金・希望者のみ）・春の松谷棚田・チューリップと菜の花ウォーキング（希望者のみ）

■定員 30人

■申込期限 4月12日（金）

「端午の節句 ちまき作りと筍掘り体験」

■期日 4月21日（日）

■時間 午前9時～午後2時

■場所 田舎の体験交流館さんがうら

■内容 ①ちまき作り②筍掘り

■定員 20人

■申込期限 4月19日（金）

■申込先

田舎の体験交流館さんがうら ☎（32）0443

メール：sangaura@kmbbj.jp

※詳細については、ホームページ：http://www.kmbbj.jp/sangaura/index.htmlでご確認ください。

JR九州ウォーキングを開催します

JR九州ウォーキングの「自然がぎゅ！棚田の里球磨村を訪ねて」が開催されます。

■期日 4月14日（日）

■時間 午前8時から受け付け開始

■集合場所 JR一勝地駅

■問い合わせ JR人吉駅

☎（22）4011



松谷棚田の風景

国民年金のよくある質問

国民年金支給は、何歳からいくら支給されますか

老齢基礎年金は、25年の受給資格期間を満たした人に対して、原則として65歳から支給されます。

支給される額は、65歳で40年間（480月）保険料を納付した場合、月額65,541円です（年金額は、平成24年度額であって、今後変動があります。）。保険料を納付した期間（月数）が短ければ、その分年金額は少なくなります。

また、保険料の免除を受けた場合には、その免除の種類及び免除期間により減額（月あたり1/2～7/8月）されます。

【繰上げ支給・繰下げ支給】

繰上げ支給とは、60歳から64歳まで年齢を繰り上げて受け取る方法です。ただし、繰上げ支給を受ける場合は、繰り上げる月数により、表のとおり年金支給額が減額になります。減額された年金減額率は、そのまま一生涯変わりません。

繰り下げ支給とは、66歳から70歳まで年齢を繰り下げて受け取る方法です。繰り下げ支給の場合は、繰り下げる月数により年金支給額は、表のとおり加算されます。

| 繰り下げ支給（平成24年度額） | | | 繰り上げ支給（平成24年度額） | | |
|-----------------|-------|----------|-----------------|-------|----------|
| 支給開始年齢 | 増額率 | 支給金額（月額） | 支給開始年齢 | 減額率 | 支給金額（月額） |
| 65歳 | - | 65,541円 | 60歳 | 30.0% | 45,883円 |
| 66歳 | 8.4% | 71,050円 | 61歳 | 24.0% | 49,808円 |
| 67歳 | 16.8% | 76,550円 | 62歳 | 18.0% | 53,741円 |
| 68歳 | 25.2% | 82,058円 | 63歳 | 12.0% | 57,675円 |
| 69歳 | 33.6% | 87,566円 | 64歳 | 6.0% | 61,608円 |
| 70歳 | 42.0% | 93,066円 | | | |

支給金額については、40年間保険料を納めた場合の概算ですので変動があります。

（問い合わせ）八代年金事務所 ☎ 0965（35）6123 または 役場住民福祉課 ☎（32）1112

窓口からのお知らせ

戸籍届出の主なものをご紹介します

| 種別 | 届出期間 | 持参物 |
|-------|----------------|---|
| 出生届 | 出生から14日以内 | 印鑑（届出人）、健康保険証、母子手帳 |
| 認知届 | 届け出た日から効力が生じます | 印鑑（届出人）、戸籍謄本（非本籍人）、本人確認書類 |
| 婚姻届 | 届け出た日から効力が生じます | 印鑑（夫・妻）、未成年者の場合は同意書、戸籍謄本（非本籍人）、本人確認書類 |
| 離婚届 | 協議 | 届け出た日から効力が生じます 印鑑（夫・妻）、戸籍謄本（非本籍人）、本人確認書類 |
| | 裁判 | 裁判確定から10日以内 調停調書の謄本または裁判の謄本および確定証明書、印鑑（届出人）、本人確認書類 |
| 養子縁組届 | 届け出た日から効力が生じます | 印鑑（養親・養子）、戸籍謄本（非本籍人）、本人確認書類 |
| 養子離縁届 | 協議 | 届け出た日から効力が生じます 印鑑（養親・養子）、戸籍謄本（非本籍人）、本人確認書類 |
| | 裁判 | 裁判確定から10日以内 調停調書の謄本または裁判の謄本および確定証明書、印鑑（届出人）、本人確認書類 |
| 死亡届 | 死亡を知ってから7日以内 | 印鑑（届出人） |
| 転籍届 | 届け出た日から効力が生じます | 印鑑（筆頭者および配偶者）、戸籍謄本、本人確認書類 |

非本籍人…本籍地が本村以外の市町村にある人 本人確認書類…運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳等

※死亡届は、次のものをご持参のうえ後日手続きを行ってください。

印鑑登録証、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金証書、介護保険証、障害者手帳、重度心身障害者医療費受給資格者証（いずれも亡くなった方が該当する書類のみ）

（問い合わせ）役場住民福祉課 ☎（32）1112

平成 25 年度 “がんばる農家” 支援事業（球磨村産業振興対策事業）

農業の振興を目的として、次のとおり平成 25 年度の補助事業を行います。是非ご活用ください。

《農業経営に補助金制度》

| 名 称 | 内 容 | 補助率 | 採択要件 |
|-----------------|--|---|----------------------------------|
| 田畑等整備事業 | 狭小な棚田を 1 枚にし、作業効率の高い田・畑に改良することによって、労働環境の改善と安定した農業経営を図る。田畑等整備事業と一体的に整備する搬入路（農道）整備事業で、農業経営の安定と生産意欲の向上を図る。田畑等整備事業と一体的に整備する用排水路の修繕・改修事業で、農業用水の確保や水利用の安定化、合理化を図る。 | 30%以内 田(10 a 当り) 限度額 30 万円 畑(10 a 当り) 限度額 15 万円 搬入路及び用排水路 限度額 20 万円 | 米生産数量目標に即した生産を行っている者 村税等完納者 |
| 栗集荷ネット設置事業 | 集荷に対する労力の軽減を図ることにより、農業経営の安定と農業所得の増大を図る。 | 30%以内 上限 20 万円 下限 2 万円 | 10 a 以上 村税等完納者 |
| 水田等畦畔整備事業 | 未整備で作業効率の低い水田等を対象に実施することにより、労力の軽減につながり、農業経営の安定を図る。コンクリート整備事業に加え、畦築ガード整備事業も補助対象とします。 | 30%以内 上限 20 万円 下限 2 万円 | 米生産数量目標に即した生産を行っている者 村税等完納者 |
| 獣害（電気牧柵設置）対策事業 | イノシシ、シカ等の獣による農作物の被害を防止することにより、農業経営の安定を図る。 | 30%以内 上限 20 万円 下限 2 万円 | 10 a 以上 村税等完納者 |
| 果樹園造成（苗木購入）補助事業 | 果樹苗木購入に対して補助を行うことにより、投資の軽減・果樹園の造成集積を図り、農業経営の安定と農業所得の増大を図る。 | 30%以内 | 10 a 以上 1 品目 20 本以上 村税等完納者 |
| 農道等整備事業 | 農道等の整備を行うことにより、農作業の軽減、農地の高度利用及び農業者の経営安定を図る。 | 延長 50 メートル以上 幅員 2.0 メートル以上 面積 30 平方メートル以上 | 事業費の 30%以内 上限 20 万円、下限 2 万円 |
| | | 延長 50 メートル未満 幅員 2.0 メートル未満 | 事業費の 30%以内 上限 20 万円、下限 2 万円 |
| 水稻一斉防除事業 | 水稻の病虫害防除をより効果的なものにするために各地区一斉に防除を実施し、米の増収により農業所得の安定を図る。 | 30%以内 | 米生産数量目標に即した生産を行っている者 村税等完納者 |
| 農業共済掛金補助事業 | 共済掛金に対して補助を行うことにより、投資の軽減及び被災時にも対応できる安定した農業経営を図る。 | 30%以内 | 米生産数量目標に即した生産を行っている者 村税等完納者 |

（問い合わせ）役場産業振興課 ☎（32）1115

平成 25 年度 球磨村農作業標準賃金表

平成 25 年度の農作業標準賃金が、3 月期農業委員会定例会（総会）で次のとおり決定しました。

なお、本票は標準賃金価格ですので参考にされ、農地の条件（地形、地質、燃料代）等により 3 割以内の増減で双方で協議してください。また、隣接地の市町村でも異なる場合がありますので、双方で協議してください。

（平成 25 年 3 月 25 日総会決定）

| 作業区分 | | 単位 | 単価（円） | 備考 | |
|--------------------|----------------|---------|----------|--|--------------------|
| 普通入夫賃（※ 1） | | 1 日当たり | 5,000 円 | 1 日 7.5 時間（男女共） | |
| オペレーター（トラクター）（※ 1） | | 1 日当たり | 6,000 円 | 1 日 7.5 時間（機械は別） | |
| 耕運機借上料 | | 1 日当たり | 6,300 円 | 燃料は借り手持ち | |
| 耕運 作業 | 春田耕起 | 耕運機 | 1 日当たり | 12,600 円 | 耕運機持込み・燃料込み |
| | | トラクター | 10a 当たり | 4,410 円 | 機械・オペレーター・燃料込み |
| | 春田耕起 ～植代均衡平 | 耕運機 | 1 日当たり | 12,600 円 | 耕運機持込み・燃料込み |
| | | トラクター | 10a 当たり | 8,920 円 | 機械・オペレーター・燃料込み |
| | 荒代 | 耕運機 | 10a 当たり | 4,200 円 | 耕運機持込み・燃料込み |
| | | トラクター | 10a 当たり | 2,830 円 | 機械・オペレーター・燃料込み |
| | 植代 | 耕運機 | 10a 当たり | 4,200 円 | 耕運機持込み・燃料込み |
| | | トラクター | 10a 当たり | 4,000 円 | 機械・オペレーター・燃料込み |
| | 荒代～植代 | トラクター | 10a 当たり | 6,830 円 | 機械・オペレーター・燃料込み |
| | 畑耕運 | トラクター | 10a 当たり | 4,700 円 | 機械・オペレーター・燃料込み |
| 田植（機械） | | 10a 当たり | 5,770 円 | 機械持込み・燃料込み | |
| 畦ぬり作業 | | 1 m 当たり | 40 円 | 機械持込み・燃料込み | |
| 樹園地等の下刈 | | 1 日当たり | 7,000 円 | 機械持込み・燃料込み | |
| 稲刈り | バインダー | 10a 当たり | 6,820 円 | バインダーについては、ひも込み 倒伏の場合は 1 割～ 3 割増以内で双方協議 | |
| | コンバイン | 10a 当たり | 12,600 円 | | |
| 麦刈り | コンバイン | 10a 当たり | 10,500 円 | | |
| 脱穀 | 稲（かけ干し） | 1 袋当たり | 260 円 | コンバイン 1 袋（30kg）当たり | |
| | 麦 | 1 袋当たり | 520 円 | コンバイン 1 袋（30kg）当たり | |
| 乾燥 | もみ | 生 | 1 袋当たり | 520 円 | コンバイン 1 袋（30kg）当たり |
| | | かけ干し | 1 袋当たり | 260 円 | コンバイン 1 袋（30kg）当たり |

（※税込み価格）

※ 1 = 普通入夫賃、オペレーターの労働時間 7.5 時間は、休憩時間を除いた時間となります。

農業機械は使用前に必ず点検を行い事故防止 に努めましょう！

農地の手続き、農地の賃借情報、農作業標準賃金、農業者年金についてのお問い合わせ先は、農業委員会までお願いします。



（問い合わせ）農業委員会 ☎（32）1115

◆予防接種が受けられる医療機関

お子さんが予防接種を受けられる年齢になりましたら、体調の良いときに、なるべく早く予防接種を受けてください（24年度に予防接種が受けられた医療機関とは、一部変更になっています。）。

人吉球磨でも3月に風しん患者が出ています。いつ、どのような形で病気が流行するかわかりません。お子さんのために、ワクチンで防げる病気は、予防接種で予防しましょう。

| 医療機関 | ワクチン | BCG | 四種混合 または 三種混合 | 二種混合 | MR ワクチン | ヒブ・小児 用肺炎球菌 ワクチン | 日本脳炎 | 子宮頸がん 予防ワクチン | |
|------------------|---------------------------------|-----------------------|---------------------|------|------------|------------------------|------|-----------------|-------|
| | | | | | | | | サーバリックス | ガージダル |
| 村 内 | 球磨村診療所 ☎ (32) 0377 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 球磨 郡 内 | やまむら医院 ☎ (45) 0005 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 高田内科医院 ☎ (38) 3677 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ほづみ皮膚科医院 ☎ (26) 5300 | | | | | | | ○ | ○ |
| 人 吉 市 内 | 愛甲産婦人科皮膚科医院 ☎ (24) 4020 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 愛甲やすらぎ医院 ☎ (22) 8469 | | | | | | | ○ | ○ |
| | あいだ診療所 ☎ (25) 1651 | | | | | | | | ○ |
| | 有島耳鼻咽喉科医院 ☎ (24) 2200 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 伊津野医院 ☎ (22) 3066 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 岡医院 ☎ (22) 3371 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 願成寺ごんどう医院 ☎ (22) 4700 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 球磨病院 ☎ (22) 3121 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 河野産婦人科 ☎ (24) 3838 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 瀬戸産婦人科医院 ☎ (23) 2137 | | | | | | | ○ | |
| | たかはし小児科内科医院 ☎ (24) 2222 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高浜内科医院 ☎ (24) 3121 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 田中クリニック ☎ (22) 7222 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 堤病院付属九日町診療所 ☎ (22) 2251 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 豊永耳鼻咽喉科医院 ☎ (22) 2122 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 人吉中央温泉病院 ☎ (24) 2854 | | | | | | | ○ | |
| | ひとよし内科 ☎ (24) 1211 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 増田クリニック小児科 ☎ (22) 3570 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 万江病院 ☎ (22) 2357 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | やまぐちマタニティ ☎ (24) 2738 | | | | | | | ○ | ○ |
| | 人吉総合病院（小児科／ 産婦人科）☎ (22) 2191 | | | | | ○ | | ○ | |

※必ず事前に電話で予約をして医療機関を受診してください。

（問い合わせ）役場健康衛生課 ☎ (32) 1139

平成 25 年度 子どもの相談・予防接種について

◆母子手帳発行・両親学級（所要時間：約 1 時間 個別相談）

- ・完全予約制ですので、電話で事前予約をお願いします。（☎ (32) 1139）
- ・できるだけ、ご夫婦一緒においでください。
- ・母子健康手帳および、14 回分の妊婦健診受診券（約 100,000 円分）をお渡しします。



◆赤ちゃん訪問（生後 2 ヶ月時）

- ・安心して子育てできるように、保健師と保育士が自宅を訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康についてご相談をお受けします。
- ・予防接種問診票（約 160,000 円分）をお渡しします。
- ・子育て支援センターより「ブックスタート」として、絵本をプレゼントします。

◆5 歳児相談（所要時間：約 3 時間 個別相談）

5 歳児は基本的な生活が確立し、集団の中での言語面・情緒面・社会性が大きく成長する時期です。お子さんの成長発達を確認し、スムーズな修学に向けてのお手伝いをさせていただく相談の場です。

◆予防接種（ワクチンの接種は生後 2 ヶ月からです）

0 歳の赤ちゃんを、VPD（ワクチンで防げる病気）から守るためには、生後 2 ヶ月が経過したら、できるだけ早くワクチンを受けることが大切です。

◎料金は、対象年齢までは自己負担なしで受けられますが、対象年齢を超えると有料となります。

| 種 類 | 接種回数 | 料金総額 | 対象年齢または対象者 |
|----------------------------------|------------|-------------------|--|
| BCG | 1 回 | 8,400 円 | 対象：生後 3 ヶ月～生後 12 ヶ月に至るまでの間にある者 |
| 四種混合（※ 1） （百日咳・破傷風・ジフテリア・ポリオ） | 4 回 | 46,000 円 | 対象：生後 3 ヶ月～生後 90 ヶ月に至るまでの間にある者 1 期初回は、20～56 日の間隔で 3 回接種 1 期追加は、1 期初回（3 回目）終了後 12 ヶ月～18 ヶ月に至るまでに 1 回接種 |
| 三種混合（※ 1） （百日咳・破傷風・ジフテリア） | 4 回 | 26,800 円 | 対象：生後 3 ヶ月～生後 90 ヶ月に至るまでの間にある者 1 期初回は、20～56 日の間隔で 3 回接種 1 期追加は、1 期初回（3 回目）終了後 12 ヶ月～18 ヶ月に至るまでに 1 回接種 |
| 二種混合（破傷風・ジフテリア） | 1 回 | 4,700 円 | 対象：11 歳以上 13 歳未満の者 11 歳に対したとき～12 歳に至るまでの期間に 1 回接種 |
| 不活化ポリオ（※ 1） | 4 回 | 39,400 円 | 対象：生後 3 ヶ月～生後 90 ヶ月に至るまでの間にある者 1 期初回は、20～56 日の間隔で 3 回接種 1 期追加は、1 期初回（3 回目）終了後 12 ヶ月～18 ヶ月に至るまでに 1 回接種 |
| MR ワクチン （麻しん・風しん混合ワクチン） | 2 回 | 23,800 円 | ●1 歳になったらすぐに接種することをお勧めします！ 1 期：生後 12 ヶ月～生後 24 ヶ月に至るまでの間に 1 回接種 2 期：小学校就学前の 1 年間（年長児）に 1 回接種 |
| ヒブワクチン | 開始時期により異なる | 32,000 円～35,408 円 | 生後 2 ヶ月～5 歳未満（標準的な接種開始は、生後 2 ヶ月以上 7 ヶ月未満） 初回接種は、27（医師が認めた場合 20）～56 日の間隔で 3 回接種 追加接種は、初回接種終了後 7 ヶ月～13 ヶ月までの間隔で 1 回接種 ●生後 2 ヶ月で 1 回目、生後 3 ヶ月で 2 回目と早期に 2 回接種することが大切！ |
| 小児用肺炎球菌ワクチン | 開始時期により異なる | 42,000 円～45,068 円 | 生後 2 ヶ月～5 歳未満（標準的な接種開始は、生後 2 ヶ月以上 7 ヶ月未満） 初回接種は、27 日以上の間隔で 3 回接種（2, 3 回目を 1 歳まで行う。） 追加接種は、生後 12 ヶ月～15 ヶ月までの間で、かつ初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種 ●生後 2 ヶ月で 1 回目、生後 3 ヶ月で 2 回目と早期に 2 回接種することが大切！ |
| 日本脳炎 | 4 回 | 26,400 円～28,800 円 | 1 期：生後 6 ヶ月～生後 90 ヶ月に至るまでの間にある者（標準的な接種年齢は 3 歳～） 1 期初回は、6～28 日の間隔で 2 回接種 1 期追加は、1 期初回接種後、概ね 1 年おいて 1 回接種 2 期：9 歳以上 13 歳未満に 1 回接種 ●積極的勧奨：特例対象者の一部（初回：7, 8 歳 追加：9, 10 歳 2 期 18 歳） ※平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方は特例対象となりますので、希望者はお問い合わせください。 |
| 子宮頸がん予防ワクチン（※ 2） | 3 回 | 46,500 円～47,817 円 | 中学校 1 年生～高校 1 年生相当の女子 サーバリックス：初回接種後、1 ヶ月、6 ヶ月の間隔をおいて 3 回接種 ガージダル：初回接種後、2 ヶ月、6 ヶ月の間隔をおいて 3 回接種 |

（※ 1）四種混合で接種するか、三種混合＋不活化ポリオで接種するかのどちらかになります（混合はできません。）

（※ 2）子宮頸がん予防ワクチンは 2 種類ありますが、3 回とも同じワクチンで接種します。

平成 25 年度狂犬病予防注射の日程をお知らせします

今年度の狂犬病予防注射の日程は下記のとおりです。最寄りの場所で必ず接種してください。また、登録していない犬についても、各会場にて新規登録および予防注射を行います。すでに登録されている方には、別途通知を送付します。

| | | |
|----------|----|--|
| 5月14日(火) | 午前 | 茶屋相良橋堤防(8:40)→鶴口入口(8:55)→大無田広場(9:10)→千津(9:30)→大久保(9:50) →松谷(10:00)→毎床記念碑前(10:10)→遠原公民館(10:35)→那良公民館(11:00) →那良口橋(11:05) |
| | 午後 | 大坂間堂(1:10)→淋(1:20)→池下(1:30)→ふれあい球里橋(1:35)→野々原 NTT 中継所(1:45) →中屋公民館(2:00)→吐合公民館(2:05)→中津(2:15)→黄檗公民館(2:25) |
| 5月15日(水) | 午前 | 板崎橋(8:35)→浦野(8:40)→沢見(9:15)→蔵谷(9:25)→高沢堂前(9:35)→横井(10:00) |
| | 午後 | 中園丸尾橋(1:05)→岡(1:15)→椎屋公民館(1:35)→渡多目的(1:55)→馬場公民館(2:15) →友尻バス停(2:25) |
| 5月16日(木) | 午前 | 大槻(9:00)→立野スクールバス停(9:15)→糸原公民館(9:30)→水篠(9:40) →島田 NTT 中継所(9:55)→地下公民館(10:10)→運動公園入口(10:20)→石水ドライブイン(10:40) →内布スクールバス停(10:50) |
| | 午後 | 一勝地小体育館(1:05)→松舟公民館(1:15)→田代公民館(1:30)→日隠公民館(1:45) →中渡(1:55)→岳本公民館(2:05)→黒白バス停(2:15) |
| 5月17日(金) | 午前 | 田頭公民館前(8:30)→向淋村道入口(8:40)→小谷旧ドライブイン(8:50)→大瀬公民館(9:00) →蔀公民館(9:15)→和田(9:25)→上原(9:40)→松野(9:50)→四蔵(9:55)→日当(10:05) |
| | 午後 | 神瀬多目的(1:15)→簀瀬(1:25)→伊高瀬(1:30)→楮木(1:50)→川島中道(2:10) |

■必要経費 新規登録料：3,000円 注射代：3,000円

※他市町村から転入してきた犬については、前所在地で交付してある鑑札を必ず持参してください。前所在地で交付してある鑑札がないと新規登録扱いとなります。

※今年は、災害復旧工事等により通行規制がされている村道等があり、到着時間に多少のずれがあるかと思いますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



(問い合わせ) 役場健康衛生課 ☎ (32) 1139

岡本青治さんが行政相談委員に再委嘱

このたび、岡本青治さん(小谷地区)が総務大臣から行政相談委員に再委嘱されました。

行政相談委員は、行政相談委員法という法律に基づき、行政運営の改善等に熱意を有する方に委嘱するものです。

行政相談委員は、住民の皆さまの毎日の暮らしの中で感じた役場の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、住民と役場のパイプ役となり、その解決・実現のお手伝いをします。相談は無料で秘密は守られます。

球磨村では、定期的に相談所を開設していますので、お気軽にお越しください。

■開設日 ※広報紙等でお知らせします。

■時間 午前10時～正午

■場所 球磨村コミュニティセンター清流館

■行政相談委員の連絡先 ☎ (32) 0855

■行政相談委員の任期 平成27年3月31日までの2年間



岡本青治 委員

(問い合わせ) 役場総務企画課 ☎ (32) 1111

平成 25 年 4 月から難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※）の受給が可能となります。

（※）障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

■**手続き** 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参のうえ、お住まいの市区町村の担当窓口へ支給を申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようになります。

■**対象疾患** 以下のとおり

IgA 腎症、原発性側索硬化症、成人スチル病、膿疱性乾癬、亜急性硬化性全脳炎、原発性胆汁性肝硬変、脊髄空洞症、嚢胞性線維症、アジソン病、原発性免疫不全症候群、脊髄小脳変性症、パーキンソン病、アミロイド症、硬化性萎縮性苔癬、脊髄性筋萎縮症、バージャー病、アレルギー性肉芽腫性血管炎、好酸球性筋膜炎、全身性エリテマトーデス、肺動脈性肺高血圧症、ウェゲナー肉芽腫症、後縦帯骨化症、先端巨大症、肺動脈性低換気症候群、HTLV-1 関連脊髄症、拘束型心筋症、先天性 QT 延長症候群、バッド・キアリ症候群、ADH 不適合分泌症候群、広範脊柱管狭窄症、先天性魚鱗癬様紅皮症、ハンチントン病、黄色靱帯骨化症、高プロラクチン血症、先天性副腎皮質酵素欠損症、汎発性特異性骨増殖症、潰瘍性大腸炎、抗リン脂質抗体症候群、側頭動脈炎、肥大型心筋症、下垂体前葉機能低下症、骨髄異形成症候群、大動脈炎症候群、ビタミン D 依存症二型、加齢性黄斑変性症、骨髄線維症、大脳皮質基底核変性症、皮膚筋炎、肝外門脈閉塞症、ゴナドトロピン分泌過剰症、多系統萎縮症、びまん性汎細気管支炎、関節リウマチ、混合性結合組織病、多巣性運動ニューロパチー、肥満低換気症候群、肝内結石症、再生不良性貧血、多発筋炎、表皮水疱症、偽性低アルドステロン症、サルコイドーシス、多発性硬化症、フィッシャー症候群、偽性副甲状腺機能低下症、シェーグレン症候群、多発性嚢胞腎、プリオン病、球脊髄性筋萎縮症、色素性乾皮症、遅発性内リンパ水腫、ベーチェット病、急速進行性糸球体腎炎、自己免疫性肝炎、中枢性尿崩症、ペルオキシソーム病、強皮症、自己免疫性溶血性貧血、中毒性表皮壊死症、発作性夜間ヘモグロビン尿症、ギラン・バレー症候群、視神経症、TSH 産生下垂体腺腫、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、筋萎縮性側索硬化症、若年性肺気腫、TSH 受容体異常症、慢性血栓性肺高血圧症、クッシング病、重症急性膵炎、天疱瘡、慢性膵炎、グルココルチコイド抵抗症、重症筋無力症、特異性拡張型心筋症、ミトコンドリア病、クローウ・深瀬症候群、神経性過食症、特異性間質性肺炎、メニエール病、クローン病、神経性食欲不振症、特異性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、劇症肝炎、神経線維腫症、特異性血栓症、もやもや病、結節性硬化症、進行性核上性麻痺、特異性大腿骨頭壊死、有棘赤血球舞蹈病、結節性動脈周囲炎、進行性骨化性線維形成異常症、特異性門脈圧亢進症、ランゲルハンス細胞組織球症、血栓性血小板減少性紫斑病、進行性多巣性白質脳症、特異性両側性感音難聴、リソソーム病、原発性アルドステロン症、スティーヴンス・ジョンソン症候群、突発性難聴、リンパ管筋腫症、原発性硬化性胆管炎、スモン、難治性ネフローゼ症候群、レフェトフ症候群、原発性高脂血症、正常圧水頭症

（問い合わせ）役場住民福祉課 ☎ (32) 1112

5 月 乳幼児健診日程表

【3 ヶ月児、6 ヶ月児健診】

| 健診 | 対象者 | 日程 | 場所 |
|------|---------------------------------------|---------|----------|
| 3 ヶ月 | 平成 24 年 12 月 15 日～平成 25 年 2 月 16 日生まれ | 16 日（木） | 渡多目的集会施設 |
| 6 ヶ月 | 平成 24 年 7 月 15 日～平成 24 年 9 月 30 日生まれ | | |

■受付時間 午後 1 時～午後 1 時 15 分 ■内容 小児科健診、身体計測、子育て・栄養相談

■持ってくるもの 母子健康手帳、問診票、バスタオル、お出かけセット（ミルクやおムツ、着替えなど）

【こども歯科検診・フッ素塗布】

| 健診 | 対象者 | 日程 | 場所 |
|----------|---------------------------------------|--------|------------------|
| 1 歳 | 平成 24 年 3 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日生まれ | 9 日（木） | 球磨村コミュニティセンター清流館 |
| 1 歳 6 ヶ月 | 平成 23 年 6 月 8 日～平成 23 年 8 月 31 日生まれ | | |
| 3 歳 | 平成 21 年 8 月 22 日～平成 21 年 12 月 31 日生まれ | | |

■受付時間 午後指定時間 ■内容 歯科検診、個別相談、希望者にはフッ素塗布

■持ってくるもの 母子健康手帳、問診票、フェイスタオル

※上記対象外の方も呼びすることがあります。

（問い合わせ）役場健康衛生課 ☎ (32) 1139

5月 年金相談会日程表

八代年金事務所における年金相談会が下記のとおり開設されます。お気軽にご相談ください。

| 場 所 | 日 程 |
|------------------------|--|
| 人吉市（人吉市消費生活センター） | 10日（金）、13日（月）、17日（金）、20日（月）、24日（金）、27日（月）、31日（金） |
| 錦町（農業就業改善センター） | 1日（水）、15日（水）、29日（水） |
| 多良木町（多良木町研修センター1階小会議室） | 8日（水）、22日（水） |

■予約受付時間 午前9時～午後5時

※3日前までに予約が必要ですので、年金手帳を準備のうえ、八代年金事務所までご連絡ください。なお、予約は先着順となりますので、相談者が多い場合はご希望に添えない場合もあります。

（問い合わせ）八代年金事務所 ☎ 0965（35）6123 役場住民福祉課 ☎（32）1112

5月 やまびこ号運行表&ふれあいサロン日程表

| | 月 | 火 | 水 1 | 木 2 | 金 3 |
|---------|---|--|---|--|------------------------------------|
| やまびこ号 | | | | ●鵜口・千津・大無田・大久保（9:00） ●松谷・那良・那良口（9:15） | |
| ふれあいサロン | | | ■渡ニコニコ会（渡多目的） ■川内老人クラブ（神瀬多目的） | ■鏡山長寿会（立野分館） ■神瀬上区寿会・下区老人会（神瀬多目的） | |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| やまびこ号 | | ●境目・立野・糸原・水篠（9:00） | | ●内布（9:00） ●小川・茶屋・舟戸・椎屋（9:10） | |
| ふれあいサロン | | ■大無田・松谷（大無田林業センター） ■親和会・庄本老人会（せせらぎ） | ■大槻地区（大槻キャンプ場） ■渡西鶴亀会（せせらぎ） | ■鵜口熊太郎会（鵜口公民館） ■むつみ会（せせらぎ） | ■那良川老人会（那良口公民館） ■岳本鶴亀会（岳本公民館） |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| やまびこ号 | | ●遠原・俣口（9:00） ●毎床・茂田（9:15） | | ●岡・浦野・板崎・田頭（9:00） ●馬場・中園（9:40） | |
| ふれあいサロン | | ■ミドリ会（渡多目的） ■毎床寿クラブ（せせらぎ） | ■渡ニコニコ会（渡多目的） ■川内老人クラブ（神瀬多目的） | ■鏡山長寿会（立野分館） ■神瀬上区寿会・下区老人会（神瀬多目的） | ■内布福寿会（内布分館） ■清水川老人会（高沢集会所） |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| やまびこ号 | ●向淋・小谷・松本・大瀬（9:00） ●告・大坂間・淋・池下（9:20） | | ●川島・楮木・多武除・上部・伊高瀬・簸瀬（9:00） ●大岩・日当・永椎・四蔵・松野・上原・木屋角（9:15） ●神一・神二・堤岩戸・和田・部（9:25） | | ●大槻・横井（9:00） ●高沢・蔵谷・沢見・坂口（9:20） |
| ふれあいサロン | | ■大無田・松谷（大無田林業センター） ■親和会・庄本老人会（せせらぎ） | ■渡西鶴亀会（せせらぎ） | ■鵜口熊太郎会（鵜口公民館） ■むつみ会（せせらぎ） | ■那良川老人会（那良口公民館） ■岳本鶴亀会（岳本公民館） |
| | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| やまびこ号 | ●黒白・岳本・中渡・日隈（9:00） ●黄檗・中津・吐合・中屋・野々原・橋詰（9:15） | | ●松舟・田代（9:00） ●友尻・宮園・体育館前・柳詰（9:30） | | ●渡駅前・一王子・レストラン石水・地下（9:00） |
| ふれあいサロン | | ■ミドリ会（渡多目的） ■毎床寿クラブ（せせらぎ） | ■渡ニコニコ会（渡多目的） ■川内老人クラブ（神瀬多目的） | ■鏡山長寿会（立野分館） ■神瀬上区寿会・下区老人会（神瀬多目的） | ■内布福寿会（内布分館） ■清水川老人会（高沢集会所） |